長与町木材利用促進基本方針

平成２５年　２月　１日
一部改正　令和　４年　９月３０日

第１ 趣旨

この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成２２年法律第３６号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定に基づき、町内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材の適正かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第２ 建築物等における木材の利用の促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、町民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する機能を持続的に発揮させていくことが、極めて重要である。

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備に繋がり、森林の有する機能の持続的発揮や農山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材は断熱性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が少なく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないという特性（カーボンニュートラル）を有する資材でもある。

このため、木材の利用を促進することは、健康的で温もりのある快適な生活空間を提供し、循環型社会の形成にも貢献することから、脱炭素社会の実現に資するものである。

第３ 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

１　木材の利用を促進すべき建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第２条第２項各号及び法施行令（平成２２年政令第２０３号）第１条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用または公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

(2) 町以外の者が整備する（１）に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施

される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）が含まれる。

２ 木材の利用促進のための施策の具体的方法

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその推進を図る。

建築物の構造は、町内業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法についても木造化の検討を行い、内外装の木質化をも併せて検討する。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の家具や小物類についても木製品の導入を検討する。

木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入については、建築物の適切な維持管理を考慮し導入を検討する。

第４ 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

１ 木造化

町は、整備する公共建築物について、建築基準法関連法令の制約を受ける場合を除き木造化を図る。木造化にあたっては、可能な限り県産木材を使用するよう努める。

２ 内外装の木質化

町は、内外装の木質化を図ることが適切と判断される部分については木質化を行う。木質化にあたっては、可能な限り県産木材を使用するよう努める。

３ その他の木材利用

町は、整備する全ての公共建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木工事における木材を原材料として使用した資材の利用促進、ボイラー等の設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

４ 町が補助する公共建築物等

町が補助する公共建築物の整備及び公共土木工事等については、事業主体の理解を求め、可能な限り１～３に準じた木材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

第５ 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用の促進を図るためには、乾燥や強度といった性能が明らかな木材及び合法性等が証明された木材が低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、町は林業従事者（素材生産者）、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報共有を行い、品質の確かな木材の安定供給に努めるものとする。

第６　その他建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

１　建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

建築物の整備をする者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努めるものとする。

２　町の関係部局の役割

関係部局は所管する公共建築物において、木材の積極的な利用に努め、その所管する事業について、補助事業等を含め木材の利用を推進する。

３　町民への意識醸成のための普及啓発の取り組み

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには町民に対しての普及啓発が不可欠であることから、町は県・民間の事業者等と連携し、建築物等における木材の利用の促進の意義及び利用事例等について普及啓発に努めるものとする。

附　則

この基本方針は令和４年９月３０日から施行する。